

予 第 127 号

平成 18 年 10 月 2 日

本 庁 各 部 局 長  
議 会、 監 査 委 員 及 び  
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長  
広 域 振 興 局 等 の 長 } 様

岩手県副知事 竹 内 重 徳

平成 19 年度の予算編成について（通知）

国においては、平成 19 年度予算について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）で示された今後 5 年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけ、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続するとし、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとしているところであり、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしています。

このような中において、本県においては、少子・高齢化、人口減少等社会経済情勢の変化に的確に対応し、自立に向けた基盤を強化するとともに、新しい地域経済を担うことができる持続可能な行財政構造への進化を図るため、引き続き抜本的な改革に全力をあげて取り組んでいく必要があります。

一方、本県の財政状況を見通した場合、歳入においては、今後とも国庫補助負担金の縮減や地方交付税総額の抑制が見込まれるとともに、歳出においては、公債費が依然として高水準で推移するなど、極めて深刻な財源不足が見込まれるところであります。

したがって、来年度の予算編成に当たっては、このような財政環境を踏まえ、政策評価結果に基づき、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、一層の「選択と集中」を進めるとともに、更なる創意と工夫をこらすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めることとしてください。

つきましては、平成 19 年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう、通知します。

記

- 1 財政運営の健全化を推進するため、中期的な財政見通しの下に、歳入に見合った規模となるよう、引き続き歳出の抑制を図っていくこと。

- 2 予算の経費区分の内訳を見直しするとともに、全庁で調整する経費を、従来の政策形成プロジェクト枠と部局に配分された予算枠の一部を合わせて全庁での調整機能を強化するために「政策調整枠」に変更し、政策的予算の全庁的な調整機能を充実・強化することとし、より一層政策の優先度に基づき財源を配分することとしていること。
- 2-2 政策調整枠に係る事業については、政策評価・推進会議でのプレゼンテーションを経て各部局に予算枠を再配分することとし、その際、政策調整枠に係る調整方針等を示すので、それに基づき予算措置を講ずるものであること。
- 3 平成 19 年度の施策の企画立案に当たっては、政策評価や事務事業評価の結果を反映させるほか、社会経済情勢の変化などを踏まえつつ、現在、検討を進めている「新しい政策推進プラン」(総合計画後期実施計画)の視点を考慮しながら、より戦略的に検討を進めること。
- 4 公共事業などの投資的経費については、政策目的に基づいた重点化を図ること。
- 5 広域振興局長及び地方振興局長(以下「広域振興局長等」という。)が予算要求する事業は次に掲げる事業とすること。
  - (1) 広域振興局長等が広域振興圏単位で推進するプロジェクトを構成する事業のうち、戦略性が高く、全県的な波及効果が期待される先駆的事业
  - (2) 地域で執行する公共事業(国直轄事業を除く。)
- 5-2 広域振興局長等が予算要求する事業のうち、5(1)に掲げる事業については、政策評価・推進会議でのプレゼンテーションを経て配分額を決定のうえ、関係部局を經由して予算枠を配分し、予算措置を講ずるものであること。
- 6 予算調整に当たり、留意すべき事項は、次のとおりであること。
  - (1) 当初予算は、諸般の情勢を考慮し、義務的経費及び経常的に要する経費を中心とした骨格予算とし、新規又は政策的な経費については、原則として 6 月補正予算として編成するものとする。
  - (2) 予算調整に当たっては、各部局単位に部局予算枠(政策調整枠を含む)を設定するので、所管の予算について部局内で十分検討、調整を行い、年間を通じて当該予算枠の範囲内で対応すること。
  - (3) 「政策等の評価に関する条例」に基づき実施した政策評価及び事業評価の結果を踏まえ、優先度に応じた重点的、効率的な事務・事業の実施に向けて成果の見込めない事業は廃止するなど、施策や事業の見直しについて積極的に取り組むこと

- (4) 新規施策に要する経費については、全ての事務・事業の抜本的な見直しにより捻出した財源を振り替えて対応するよう努めること。
- (5) 近年、予算の繰り越しや不用額が多額になっていることから、予算調整に当たっては、事業毎に年度内に執行可能な事業量を十分に検討のうえ、多額の繰り越しや不用額が生ずることがないように特に留意すること。
- (6) 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。
- (7) 施策の立案に当たっては、次の点に配慮すること。
  - ア 県政懇談会における提言等、県民の要請を十分に検討すること。
  - イ 地域課題に対応した施策を可能な限り反映させるよう、広域振興局等との協議・調整を十分に図ること。